

運 営 規 程

株式会社 アネシス新潟
ごきげん倶楽部 しゃんしゃん

(事業の目的)

第1条 当事業所は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスならびに阿賀野市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（以下「介護サービス」という。）を提供します。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者一人ひとりの個性と要望を大切にし、利用者及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。

また、地域住民との交流に努めるとともに、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- 一 名称 ごきげん倶楽部 しゃんしゃん
- 二 所在地 新潟県阿賀野市山口町一丁目 1687 番 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

- 二 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、通所介護計画の作成、市町村・居宅介護支援事業者及び他のサービス事業者等との連絡調整並びに事務処理に当たります。

- 三 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の身体の状況を的確に把握して健康チェック及び健康管理指導等を行います。機能訓練指導員を兼務します。

- 四 介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の世話等、必要な介助を行います。

五 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、利用者の身体状態に応じた日常生活動作訓練を行います。看護職員が兼務します。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- 一 営業日 月曜から土曜とします。
ただし、年末年始(12月30日～1月3日)を除きます。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- 三 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分まで
または、午前10時00分から午後3時30分までとします。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 当事業所の利用定員は次のとおりです。(阿賀野市介護予防・日常生活支援総合事業の利用者を含む)

通所介護 30人

(指定通所介護の内容)

第7条 当事業所においては、利用者に対して、食事の提供、入浴、排泄の介助、機能訓練、レクリエーション活動等、日常生活上の世話及び自立支援に役立つサービスを提供します。

(利用料その他の費用)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者はその1割または2割もしくは3割を負担するものとします。

2 介護保険の給付対象とならない以下のサービスについては、利用料金の全額を利用者が負担するものとします。

- 一 食費 830円
- 二 おむつ 150円 リハビリパンツ 100円 パッド 50円
- 三 レクリエーション活動の材料代等の実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して契約書及び重要事項を説明する文書により事前に説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとします。

(通常の事業の実施地域)

第9条 当事業所の通常の事業の実施地域は阿賀野市です。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 当事業所のサービスを利用するに当たって、利用者は以下の点に留意するものとします。

- 一 施設、設備の使用に当たっては、事業所の規則及び職員の指導のもとに適切に利用すること。
- 二 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、介護サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は、消防計画等の非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他の訓練を行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に通知します。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備します。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 当事業所は、施設、食器その他の設備、飲用水について衛生的な管理に努め、保健所の助言指導のもとに食中毒、感染症の防止を図ります。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応するものとします。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社アネシス新潟と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(付 則)

この規程は、平成 17 年 11 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。